

## こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



CONTENTS	震災に伴う千葉県弁護士会の 取り組みについて 弁護士 圓山 豊…………… 1
	もっと「千葉県弁護士会京葉支部」を 知って下さい!…………… 2
	市民の方へのページ 弁護士 大石 聡子…………… 3
	千葉県弁護士会京葉支部 会員紹介…………… 4

### 震災に伴う千葉県弁護士会の取り組みについて

千葉県弁護士会京葉支部  
弁護士 圓山 豊

#### 1. はじめに

東日本大震災で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今回は東日本大震災に際しての千葉県弁護士会や京葉支部の取り組みなどについてご紹介いたします。

#### 2. 千葉県弁護士会の取り組みについて

千葉県弁護士会においては、阪神大震災や新潟県中越地震を教訓に災害に対する備えをしており、会内に災害対策委員会を設置し、防災メールや災害対策マニュアルを整備するとともに、防災訓練を行うなどの取り組みをこれまでしてきました。

このような日頃の準備により、東日本大震災後に災害対策本部が設置され、県内の弁護士や事務所員への安否確認、裁判所の状況把握などがなされました。

また、今回の被災について弁護士に対して法的なアドバイスを求める方々のために無料法律相談を実施することとし、これまでに旭市、浦安市、香取市などの被害の大きかった自治体で現地相談を行うとともに、無料電話法律相談も実施しました。

#### 3. 京葉支部での取り組みについて

市川市、浦安市、船橋市に事務所を有する弁護士からなる千葉県弁護士会京葉支部においても被災された地元住民の方のために無料法律相談を実施したいと考えており、上記の浦安市における無

料法律相談は、すべて京葉支部の弁護士が相談を担当しました。

相談は浦安市役所横の文化会館にて4月2日から4月10日の朝9時半から夕方5時まで行われ105件の相談を受けました。私自身も相談を担当しましたが、現地の状況や被災された方の相談内容から、液状化現象をはじめとする被害の大きさを改めて感じました。

#### 4. 最後に

東日本大震災からの復旧には長い期間が必要と思われるところ、弁護士会京葉支部では今後も被災された方々のための無料法律相談など息の長い支援を実施していきたいと考えております。

被災された皆様の一日も早い復興をお祈りしております。



# もっと「千葉県弁護士会京葉支部」を知って下さい！

前号・前々号では、2回にわたって首都圏弁護士会支部サミットについて、これまでに開催された場所や開催のテーマ、最近の支部サミットの模様等をお伝えさせていただきました。

今号・次号では、我々が所属する千葉県弁護士会京葉支部を皆様を知っていただけるように京葉支部の歴史や現在の支部活動についてご報告いたします。

## 【京葉支部の歴史】

### 1 黎明期

昭和22年に市川簡易裁判所が創設されました。

当時、千葉県弁護士会京葉支部は千葉県弁護士会の「市川・船橋地区」と呼ばれており、弁護士会の支部としては存在していませんでした。また、千葉地方裁判所松戸支部が市川市・船橋市・浦安市も管轄していたことから、弁護士会も市川・船橋地区と東葛地区で一つの地区として活動していました。

その後、市川市・船橋市・浦安市の裁判所の管轄が千葉市内にある千葉地方裁判所の本庁に変更されたことから、弁護士会でも市川・船橋地区は東葛地区とは別の地区として扱われることとなりました。

### 2 裁判所支部設置運動

昭和33年に市川簡易裁判所がそれまでの市川市国府台から市川市八幡に移転し、これを機に市川・船橋地区の弁護士（当時の浦安町には弁護士事務所はなかった模様）だけでなく、市川市・船橋市・浦安町で地域を挙げての地裁支部設置運動が起こりました。

結局、地裁支部の設置は実現されませんでした。昭和41年に千葉家庭裁判所市川出張所が設置され、昭和56年には両裁判所が現在の市川市鬼高に移転されました。

### 3 弁護士会支部の設置

平成4年当時、千葉県弁護士会京葉支部は通称「市川弁護士会」と称して活動を行っていましたが、隣の松戸支部に支部会館ができたことに刺激され、市川弁護士会会員の中にも自分たちの支部を設置したいという要望が高まっていきました。

そして、平成12年4月には千葉県弁護士会の総会において「船橋・市川支部」として正式に承認され、平成18年には船橋市・市川市・浦安市を管轄とする現在の「千葉県弁護士会京葉支部」の名称となりました。

その後、京葉支部が管轄する3市の人口は益々増加し、これとともに京葉支部に所属する弁護士の数も増加して、平成23年3月31日の時点で京葉支部に所属する弁護士の数は65名となっています。



平成18年6月に現在の支部会館に移転

今号では千葉県弁護士会京葉支部の歴史を駆け足でご紹介いたしました。

次号では、京葉支部が現在どのような活動を行っているのかについて、皆様にご報告させていただきます。

## 市民の方へのページ

# 「ブラックリスト」—いわゆる個人信用情報

弁護士 大石 聡子

船橋第一法律事務所

千葉県船橋市本町2-27-25

太陽生命船橋ビル7階

電話：047-435-3681

HP：<http://www.f-daichi.wits.ne.jp/>

一般に、借入の返済が滞ると「ブラックリスト」に載ると理解されているようですが、ブラックリストというリストはなく、各金融機関が加盟する信用情報機関により管理されている個人信用情報のことです。そこに延滞情報が登録されるのです。

そもそも、いつの間に自分の信用情報が集められているのか、普段の生活では気づかないことです。実際には、借入やクレジットの申込をする際に、必ず契約書等に個人信用情報機関への登録の同意を求める記載があり、記憶になくとも同意しているはずなのです。その後は各金融機関から個別の信用情報提供を受けた情報機関が、その情報を登録・データ化します。そして、各金融機関は、新規又は追加融資にあたり、その人の個人信用情報を照会し、延滞の登録の有無や他の属性を確認して融資や契約を決定するのです。

この個人信用情報には、Ⅰ金融機関から提供される契約情報（金融会社名・契約日・金額・契約種類等）や返済情報（残債務・延滞・代位弁済等）に加え、Ⅱ破産や民事再生等の官報情報、Ⅲ加盟会社による当該情報の使用履歴が登録されています。Ⅰの延滞情報は、単に約束通りの返済が滞った場合だけでなく、弁護士や司法書士に債務整理を依頼した場合も含まれます。またⅡの自己破産や民事再生の裁判所による手続は、全て官報に掲載されるので、各情報機関が独自に収集できるようになっています。

具体的な各信用情報機関としては①全国銀行個人信用情報センター（銀行系）、②全国信用情報センター連合会（消費者金融系）、③(株)CIC（クレジット系）、④(株)CCB（外資系クレジット系）、⑤(株)テラネット（クレジット系）の5つです。加盟金融会社が最も多いのは②であり、①と③が続きます。

自分の信用情報を確認したい場合は、本人開示手続により確かめることができます。上記①、②、③のいずれかには登録されていると思われるのですが、どこの情報機関に自分の登録があるかは、ローン等の契約書の記載また

は各金融機関の窓口やホームページで確認出来ます。信用情報の開示方法は各情報機関の窓口へ電話するか、ホームページを御参照下さい。郵送による手続も可能です。開示された情報が間違っている場合には、その機関に調査依頼をして、誤情報と確認されれば訂正・削除されます。

なお、各情報機関によって信用情報の登録期間が異なり、Ⅰ延滞情報は、概ね契約期間中及び契約終了後から5年、Ⅱ破産、個人再生の官報情報は、前記③CIC、④CCBが7年、他3社が10年、Ⅲ加盟会社による使用履歴は3ヶ月から1年となっています。登録期間を経過した信用情報は抹消されますが、心配な場合は開示手続をとって確認するといいでしょう。

更に、各情報機関には本人申告制度もあり、本人からの一定の情報提供を登録することも可能です。例えば運転免許証や健康保険証などを紛失した場合、悪用を防ぐために、「本人確認書類紛失」との情報を登録してもらい、加盟会社の審査時に注意を促すことが出来ます。また、自分の借り癖や買い癖に歯止めをかけるために、与信自粛を申告することも出来ます（親族からの申告は受けられないので、親族の借金問題の解決には本人が納得の上、申告手続をしてもらう必要があります）。但し、これらの申告は審査を慎重にさせることは出来ますが、防止効果が保証されるものではないことに注意が必要です。こうした本人申告情報の登録機関は5年ですが、本人がその削除を依頼することも出来ます。

個人情報的重要性が増す時代ですので、自分の信用情報について気になることがあれば是非調べてみて下さい。

※船橋商工会議所会報誌「ハンドシェイクふなばし」  
2009年7月号より転載・補訂

### 船橋商工会議所 専門相談応じ隊

船橋商工会議所では、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、日本政策金融公庫による定例の無料相談会を実施しております。

弁護士相談については、当支部の弁護士が相談を担当しております。

お申込み・お問合わせ先

船橋商工会議所中小企業相談所 商業振興課

☎：047-435-8211

# 会員紹介

## 弁護士 笠原 郁子

(かさはら いくこ)

笠原郁子法律事務所  
市川市菅野6-18-10  
電話：047-322-7878  
FAX:047-322-7879

### (弁護士歴)

1957年 弁護士開業（東京弁護士会所属）  
婦人総合法律事務所（日本で初めての女性弁護士ばかり6名による共同法律事務所）開設  
1989年 千葉県弁護士会に登録替

### (各種委員歴)

- I ①東京家庭裁判所及び千葉家庭裁判所の調停委員・参与員
- ②千葉地方裁判所・市川簡易裁判所の民事調停委員
- ③千葉機会均等調停委員
- ④千葉紛争調整委員
- ⑤東京都中央労政協議会委員
- ⑥習志野市法律相談員
- ⑦市川市固定資産評価審査委員
- ⑧その他多数

### II 現在、

市川市の総合市民課及び男女共同参画センターの法律相談員、  
介護保険地域運営委員、  
高齢者虐待防止ネットワーク会議委員

## 弁護士 久常 雅世

(ひさつね まさよ)

すずらん法律事務所  
船橋市湊町2-1-8  
幸福ビル5階  
電話：047-433-8160  
HP：<http://www.suzuran-law.jp/>

はじめまして。すずらん法律事務所は、船橋市役所の近くにあります。弁護士の久常（ひさつね）は関西出身ですが、司法修習地が千葉であったご縁から、修習先の弁護士事務所で修業した後、昨年9月、当事務所を開設しました。まだ新しい事務所ですが、皆様のお役にたてるよう精一杯努力しますので、よろしく願います。温かく親しみやすい事務所を心がけています。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 弁護士 家頭 恵

(やがしら けい)

船橋リバティ法律事務所  
船橋市湊町2-1-2  
Y・M・Aオフィスビル3階  
電話：047-401-3150  
FAX:047-434-1210

初めまして、船橋リバティ法律事務所所長の家頭恵と申します。私は2007年に弁護士登録をした後、同じ船橋市にある船橋第一法律事務所で弁護士実務を学んだ後、昨年8月に同事務所を独立して新事務所を設立しました。市民の力になれる弁護士を目指しております。

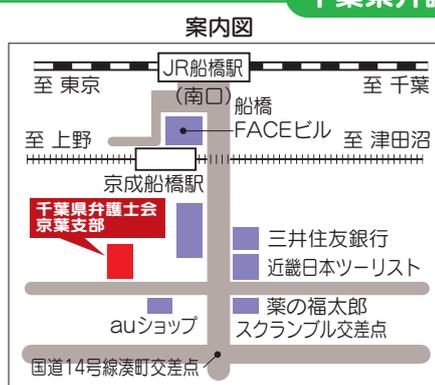
取扱業務は多岐にわたります。具体的には、売掛金回収等の代金請求、交通事故等損害賠償請求、離婚、相続等の民事事件、過払金返還請求、自己破産、民事再生等の債務整理、さらに残業代請求等の労働事件など手広く手がけています。また、顧問先企業の法務も執り行っております。ぜひ市川、浦安、船橋にお住まいの皆さんの役に立ちたいと思っています。どうぞお気軽にご相談下さい。

## 千葉県弁護士会京葉支部

### 「第9回首都圏弁護士会支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)  
午後2時～

JR船橋駅前  
フェイスビル6階  
「きららホール」にて開催



住所：〒273-0005  
千葉県船橋市本町1-10-10  
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775  
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分  
京成船橋駅より徒歩4分

## 編集後記

先日、浦安市の災害時無料法律相談に行ってきました。今回の震災で初めてクローズアップされた問題も多く、行政・司法が連携して取り組んでいく必要性を強く感じました。京葉支部では被災者の皆様のお役に立てるように今後も積極的に取り組んでいきます。 編集部

発行日：2011年5月10日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)